

## 2. 用語の定義

本基準に用いられる主な用語の定義は、以下のとおりである。

### (1) コンピュータウイルス（以下「ウイルス」とする。）

第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。

#### (1) 自己伝染機能

自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能

#### (2) 潜伏機能

発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能

#### (3) 発病機能

プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能

### (2) ソフトウェア

システムプログラム、アプリケーションプログラム、ユーティリティプログラム等のプログラム

### (3) システム

ハードウェア、ソフトウェア若しくはネットワーク又はこれらの複合体

### (4) ワクチン

ウイルスの検査、予防又は修復のいずれかの機能を含むソフトウェア

### (5) バックアップ

プログラム、データ等と同一の内容を別の媒体に記録すること。

### (6) ファイル

記憶装置又は記録媒体上に、電子的又は光学的に記録されているプログラム、データ等

### (7) 保守機能

システムを正常な状態に維持するための機能

### (8) セキュリティ機能

プログラム、データ等の機密性、保全性及び可用性を確保するための機能